

佐川急便(株)と横浜市が、 「地域活性化に関する包括連携協定」を締結

横浜市では、市民や企業など、様々な担い手の皆様との対話を進め、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することにより、社会的課題、行政課題の解決をはかる「共創」の取組を進めています。

本日、横浜市（市長 林 文子）と佐川急便株式会社（京都府、代表取締役社長 荒木 秀夫）は、高齢者・障害者支援や地域防災等の分野において、相互に連携を強化し、横浜における市民サービスの向上を目的として『**地域活性化に関する包括連携協定**』を締結しました。

横浜市において、運輸業との包括連携協定締結は初となります。

今後、本協定をベースに、**横浜市の活性化に資する取組の実施、検討**を進めていきます。

経緯

佐川急便(株)は、これまでエコ安全ドライブやダイバーシティの推進など、地域の課題解決を物流面だけでなく、安全・雇用面においても積極的にサポートしています。

このたび、佐川急便(株)から、横浜市の公民連携に関する相談や提案を受け付ける窓口となっている「共創フロント」に、高齢者・障害者支援等に関して横浜市と広く連携して地域活性化に関する取組を推進していきたいとのご提案をいただき、その後検討を重ね、本日、包括連携協定を締結する運びとなりました。

協定締結期間

平成 28 年 8 月 22 日から平成 29 年 8 月 21 日まで

（解約の申し出がない場合は、同一内容で更に 1 年間継続し、以後も同様）

地域活性化に関する包括連携協定の対象分野

以下の 7 分野について連携します。

1. 高齢者・障害者支援に関する事
2. 地域防災と安心・安全に関する事
3. 子ども・青少年の育成に関する事
4. 横浜市産品の流通・販売促進に関する事
5. 環境保全の推進に関する事
6. 観光情報の発信に関する事
7. その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関する事

協定に基づく、主な取組内容

※その他の取組内容については、別紙参照

● 高齢者・障害者支援に関する事

【高齢者支援】

- 佐川急便(株)の横浜市内の営業所の代表者が「認知症キャラバン・メイト養成研修」※¹を受講し、その方が講師役となって「認知症サポーター養成講座」※²を継続的に開催し、社員の皆様に**認知症の正しい理解を広めて**いただきます。また、各区で実施している SOS ネットワーク※³への取組にもご賛同いただき、**認知症の方の見守り活動をサポート**いただきます。

※¹「認知症キャラバン・メイト養成講座」：認知症サポーター養成講座※²の講師を養成する研修

※²「認知症サポーター養成講座」：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者の養成講座
厚生労働省が推奨する講座で、市町村・県等が養成

※³「SOS ネットワーク」：認知症高齢者等が行方不明になった時の早期発見や地域における見守り等を目的とした
関係機関や関係者によるネットワーク

【障害者支援】

- 佐川急便(株)の市内営業所において、障害者の就労支援のため、特別支援学校や就労支援機関と連携し、**職業体験実習の受け入れ**にご協力いただきます。
佐川急便(株)は、多くの営業所で障害者を雇用している実績があり、障害者の職業体験の場の確保が困難な中で、体験の場を提供してくださることとなりました。
- 佐川急便(株)の市内営業所に、**障害者施設の利用者が作ったパンを販売するためのスペース**をご提供いただきます。障害者施設利用者の工賃アップにつながるだけでなく、障害者の社会参加の機会が拡大します。
- 佐川急便(株)に所属する**知的障害者サッカー日本代表選手**に、特別支援学校や障害者団体の集いの場で、**就業と国際舞台での活躍を両立している経験**をお話ししていただきます。



● 地域防災と安心・安全に関すること

- **災害時**に、神奈川県内の佐川急便 26 営業所及び関東圏内の佐川グローバルロジスティクス 24 事業所から、**物流拠点として最適な営業所・事業所を速やかに選定**し、横浜市あてに全国から寄せられる**救援物資の配送拠点として、円滑な物資の供給**にご協力いただきます。
- 9月1日に横浜市で実施する**防災訓練にご参加**いただき、発災時の連携についての確認及び情報交換を行います。

● 子ども・青少年の育成に関すること

- 実際のトラックを使用してドライバー目線で死角の危険性などを体験したり、交通ルール等を学習することができる**「さがわきゅうびん交通安全教室」**を市内小中学校等で開催いただき、交通マナーの啓発や安全に対する意識の向上にご協力いただきます。
- 天然ガス車等環境対応車の導入、エコ安全ドライブの実践、車両を使用しない集配など積極的に環境への取組を実施している佐川急便(株)による**環境教育を、市内小中学校で開催**していただきます。



その他、今回の協定締結を契機として、佐川急便(株)と横浜市が相互に対話を重ね、連携しながら、より多くの事業などを実施していけるよう幅広い取組を進めてまいります。

お問合せ先		
政策局共創推進課長	梅澤 厚也	Tel 045-671-4394

その他の取組内容

● 横浜市産品の流通・販売促進に関すること

市域面積の約7%を占める横浜市の農地では、小松菜や浜なしなどの野菜・果物をはじめ、はまぼく(豚肉)や卵・花などバラエティに富んだ農畜産物が生産されています。これらの農畜産物を、より効率的・低コストで流通させるための輸送スキームの検討・実施にご協力いただきます。

● 環境保全の推進に関すること

天然ガス車等環境対応車両の導入、エコ安全ドライブの実践、車両を使用しない集配等、CO2排出削減の取組を一層進め、環境にやさしい集配を促進します。

● 観光情報の発信に関すること

佐川急便㈱では、観光客の利便性向上を目的として、東京駅、浅草雷門や東京スカイツリー「ソラマチ」などに設置された案内所で、手荷物の一時預かりや、ホテル・空港への配送など各種サービスを展開しています。これら案内所で、横浜市の観光パンフレットなどを配架していただくことで、横浜市の魅力発信にご協力いただきます。

● その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関すること

女性の管理職への積極的登用や休暇制度の拡充など、女性が働きやすい環境の整備に率先して取り組まれてきた佐川急便㈱に、女性の活躍推進を目的とした異業種交流会「地域ダイバーシティ in 横浜」に参加いただいています。

横浜市と佐川急便株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 高齢者・障害者支援に関すること
- （2） 地域防災と安心・安全に関すること
- （3） 横浜市製品の流通・販売促進に関すること
- （4） 子ども・青少年の育成に関すること
- （5） 環境保全の推進に関すること
- （6） 観光情報の発信に関すること
- （7） その他地域社会の活性化及び市民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に

開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月22日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川急便株式会社
代表取締役社長 荒木 秀夫